

○那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程

平成26年12月26日

訓令第17号

改正 平成27年3月30日訓令第1号

平成28年2月25日訓令第7号

平成30年3月30日訓令第1号

令和2年3月30日訓令第1号

令和2年7月20日訓令第7号

令和5年3月31日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第19条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。)及び建設工事に係る測量その他の業務(以下「建設工事等」という。)の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、入札参加資格の審査その他必要な事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 本市内に本店を有する者をいう。
- (2) 市外事業者 本市を除く沖縄県内に本店を有する者をいう。
- (3) 県外事業者 前2号に該当する者以外の者をいう。

(入札参加資格の要件)

第3条 入札参加資格は、競争入札に参加しようとする者(法人にあつては、その役員を含む。)が、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 営業に関し法律上必要とする資格を有する者であること。
- (6) その他市長が必要と認める要件

(入札参加資格の審査)

第4条 入札参加資格の審査は、2年に1回行う定期の審査及び市長が必要と認めるときに行う追加の審査とする。

(申請書の提出等)

第5条 市長は、建設工事等の契約に係る競争入札に参加しようとする者に対して、競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)を提出させなければならない。

2 申請書には、第3条各号に掲げる要件を確認するための書類(第10条第1号において「確認書類」という。)を添付させるものとする。

3 市長は、前条に規定する定期及び追加の審査に係る申請書の提出期間その他必要な事項を定めるときは、これを公告しなければならない。

(有資格者の決定等)

第6条 市長は、申請書の提出を受けたときは、入札参加資格の審査を行い、建設工事等の競争入札に参加することができる者(以下「有資格者」という。)を決定し、建設工事等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録する。

2 資格者名簿には、第8条第1項の工事施工能力審査及び同条第2項の等級の格付を行った者について、その結果を併せて登載するものとする。

3 資格者名簿の登録の有効期間は、当該登録の日から次期の定期の審査を行う年度の3月31日までとする。ただし、有効期間の満了後も市長が次期の定期の審査に基づく登録を行う日の前日までは、その効力を有するものとする。

(審査結果の通知)

第7条 市長は、資格者名簿に登録した有資格者に対し、入札参加資格の審査に合格した旨を通知しなければならない。この場合において、次条第1項の工事施工能力審査又は同条第2項の等級の格付を行った者については、その結果を併せて通知する。

(工事施工能力審査及び等級格付)

第8条 市長は、有資格者のうち建設業者について、建設工事の種類(次項及び第3項において「工種」という。)ごとに次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める数値を合計したもの(次項において「総合点数」という。)により工事施工能力審査を行うものとする。

(1) 客観的事項 建設業法第27条の29第1項の総合評定値の数値

(2) 主観的事項 次に掲げる項目ごとに、市長が別に定める基準により算定した数値

ア 本市発注の建設工事の工事成績

イ 指名停止の状況

ウ 技術者の雇用人数

エ その他市長が必要と認める加点又は減点の要素

2 市長は、前項の工事施工能力審査を行った者のうち、市内事業者及び市外事業者については、これらの者の総合点数を基準として工種ごとに等級の格付を行うものとする。ただし、有資格者の数が少ない工種については、等級の格付を行わないことができる。

3 前項の等級は、次の各号に掲げる工種の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 土木一式工事及び建築一式工事 4等級

(2) 管工事、電気工事その他工事 3等級

4 土木一式工事及び建築一式工事の等級の格付を行う場合においては、上位2等級に格付ける者は、建設業法第3条第6項の特定建設業の許可を受けている者としなければならない。

(地位の承継)

第9条 市長は、有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を失うことなく営業を引き継いだ者が入札参加資格承継願を提出したときは、当該有資格者であった者が有していた資格の範囲で、その地位を承継させることができる。

(登録の取消し)

第10条 市長は、有資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格者名簿の登録を取り消すことができる。

(1) 申請書又は確認書類に虚偽その他不正な事項があったとき。

(2) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の効力を失ったとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(格付等審査委員会)

第11条 第8条第1項の工事施工能力審査及び同条第2項の等級の格付を行うため、那覇市建設業者格付等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第12条 委員会は、次の者をもって組織する。

総務部長、まちなみ共創部長、都市みらい部長、総務部副部長、まちなみ共創部副部長、都市みらい部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、上下水道部副部長(技術部門を担当する副部長)、法制契約課長、技術総務課長、建築工事課長、道路建設課長、公園建設課長、施設課長

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に総務部長、副委員長にまちなみ共創部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(建設工事の発注標準)

第15条 第8条第3項各号に定める等級の区分に対応する建設工事の発注の標準となる金額は、別に定める。

(業者の選定)

第16条 建設工事等を指名競争入札により発注する場合における業者の選定は、資格者名簿に登録されている者から行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、建設工事を指名競争入札により発注する場合における業者の選定の方法については、別に定める。

(選定の留意事項)

第17条 前条の規定による建設工事等に係る業者の選定は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 工事成績
- (3) 手持建設工事等の状況
- (4) 建設工事等に係る技術的適正
- (5) 本店その他営業所の所在地
- (6) その他市長が別に定める要件

(制限付一般競争入札への準用)

第18条 前2条の規定は、制限付一般競争入札(地方自治法施行令第167条の5の2に規定する一般競争入札をいう。)を行う場合において、必要な資格を定めるときに準用する。

(補則)

第19条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、平成26年12月26日から施行する。

(那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程及び那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程(1971年那覇市訓令第10号)
- (2) 那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程(1971年那覇市訓令第11号)

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程(次項において「旧訓令」という。)の規定により競争入札参加資格の資格決定がなされている者は、この訓令の相当規定により資格者名簿に登録された者とみなす。

- 4 この訓令の施行の際旧訓令の規定により作成された申請書その他の書類で現に使用しているものは、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(準備行為)

- 5 審査に関する手続その他この訓令の施行に必要な準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

付 則(平成27年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年2月25日訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成30年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月30日訓令第1号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和2年7月20日訓令第7号)

この訓令は、令和2年8月1日から施行する。

付 則(令和5年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。